



宮 崎 県 公 報

平成24年4月5日(木曜日) 第2376号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

○指定代理納付者の指定…………… (税務課) 1	頁
○救急病院の認定…………… (医療薬務課) 1	
○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機 関 (育成医療及び更生医療) の指定…………… (障害福祉課) 1	
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知 (5 件) …………… (自然環境課) 1	
○道路の区域の変更 (5 件) …………… (道路保全課) 3	
○道路の供用の開始 (5 件) …………… (“) 4	
○歳入の徴収の事務の委託…………… (港湾課) 5	
○指定構造計算適合性判定機関の指定について… (建築住宅課) 5	
公 告	
○大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市 町村の意見 (2 件) …………… (商業支援課) 5	

○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市 町村の意見 (3 件) …………… (商業支援課) 6	
○土地改良区の設立の認可…………… (農村整備課) 6	
○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し…………… (管理課) 6	
○堤防と道路との兼用工作物の管理の方法の公示…………… (河川課) 7	
○都市計画の変更図書の写しの縦覧…………… (都市計画課) 7	
監査委員告示	
○宮崎県監査事務局職員倫理規程の一部を改正す る告示…………… 8	
監査委員公告	
○監査結果に基づき講じた措置の公表…………… 8	
○包括外部監査結果報告に対して講じた措置の公 表…………… 12	
海区漁業調整委員会指示	
○漁業法に基づく指示 (2 件) …………… 17	
内水面漁場管理委員会指示	
○漁業法に基づく指示…………… 17	

告 示

宮崎県告示第 278号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第 231条の2 第 6 項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定した。

平成24年4月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 指定代理納付者の指定を受けた者
ヤフー株式会社 東京都港区赤坂9丁目7番1号
- 指定代理納付者による代理納付を認めた歳入及び代理納付が行える期間
 - ふるさと宮崎応援寄付金
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで
 - 宮崎県税条例 (昭和29年宮崎県条例第19号) 第2条第1項第9号に規定する自動車税 (平成24年度に賦課したものに限り。
)
平成24年5月1日から平成24年8月31日まで

宮崎県告示第 279号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第8号) 第1条第1項に規定する救急病院等と認定した。

平成24年4月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 名称及び所在地

名 称	所 在 地
日南市立中部病院	日南市大堂津5丁目10番1号

2 救急病院等の認定の有効期間

平成24年3月26日から平成27年3月25日まで

宮崎県告示第 280号

障害者自立支援法 (平成17年法律第 123号) 第54条第2項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成24年4月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
ひなた薬局	串間市	薬局	平成24年4月1日
訪問看護ステーションハートケア	都城市	指定訪問看護事業者等	平成24年4月1日

宮崎県告示第 281号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年4月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示(国有林及び重要流域(平成12年2月24日農林水産省告示第283号)に係るものに限る。)で定めるところによる。

昭和41年2月8日農林省告示第134号、昭和47年7月25日農林省告示第1298号、昭和58年4月30日農林水産省告示第549号、昭和59年2月2日農林水産省告示第339号、昭和60年5月2日農林水産省告示第658号、昭和61年10月25日農林水産省告示第1775号、昭和62年9月25日農林水産省告示第1284号、昭和63年7月19日農林水産省告示第1057号、昭和63年12月12日農林水産省告示第1999号、平成2年4月11日農林水産省告示第552号、平成3年3月5日農林水産省告示第280号、平成8年8月5日農林水産省告示第1187号、平成8年11月6日農林水産省告示第1742号、平成9年1月9日農林水産省告示第46号、平成9年5月2日農林水産省告示第708号、平成9年5月2日農林水産省告示第710号、平成9年5月7日農林水産省告示第740号、平成9年6月26日農林水産省告示第999号、平成10年4月21日農林水産省告示第680号、平成11年10月18日農林水産省告示第1313号、平成12年2月4日農林水産省告示第136号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び中部農林振興局並びに宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 282号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年4月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示(重要流域(平成12年2月24日農林水産省告示第283号)に係るものに限る。)で定めるところによる。

昭和43年11月13日農林省告示第1802号、昭和44年10月21日農林省告示第1568号、昭和58年12月23日農林水産省告示第2671号、昭和60年7月29日農林水産省告示第1152号、昭和61年3月25日農林水産省告示第450号、昭和62年9月25日農林水産省告示第1284号、平成4年12月17日農林水産省告示第1301号、平成4年12月17日農林水産省告示第1303号、平成8年5月24日農林水産省告示第825号、平成8年6月11日農林水産省第899号号外、平成8年11月6日農林水産省告示第1740号、平成9年1月14日農林水産省第96号号外、平成9年4月2日農林水産省第502号号外、平成12年1月6日農林水産省告示第15号、平成12年1月12日農林水産省第31号号外、平成12年5月11日農林水産省告示第702号、平成13年4月23日農林水産省告示第576号、平成13年5月9日農林水産省告示第615号、平成13年7月26日農林水産省告示第920号、平成13年8月6日農林水産省告示第1019号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおり

とする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに都城市役所及び三股町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 283号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年4月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示(国有林及び重要流域(平成12年2月24日農林水産省告示第283号)に係るものに限る。)で定めるところによる。

昭和40年12月18日農林省告示第1619号、昭和43年5月24日農林省告示第728号、昭和43年11月13日農林省告示第1802号、昭和46年10月20日農林省告示第1771号、昭和47年7月25日農林省告示第1300号、昭和56年11月12日農林水産省告示第1731号、昭和56年11月14日農林水産省告示第1774号、昭和57年6月12日農林水産省告示第946号、昭和60年10月19日農林水産省告示第1594号、昭和61年2月8日農林水産省告示第217号、昭和61年10月24日農林水産省告示第1746号、昭和63年5月24日農林水産省告示第702号、平成3年3月18日農林水産省告示第339号、平成4年12月17日農林水産省告示第1304号、平成6年3月11日農林水産省第502号号外、平成6年5月25日農林水産省告示第861号、平成8年6月18日農林水産省第967号号外、平成8年11月6日農林水産省告示第1743号、平成8年11月6日農林水産省告示第1744号、平成8年11月7日農林水産省告示第1746号、平成9年5月7日農林水産省第738号号外、平成10年2月17日農林水産省第243号号外、平成10年3月16日農林水産省第404号号外、平成10年3月16日農林水産省第405号号外、平成10年7月31日農林水産省告示第1123号、平成10年9月17日農林水産省告示第1472号、平成10年9月17日農林水産省告示第1473号、平成11年3月9日農林水産省第414号号外、平成11年3月9日農林水産省第415号号外、平成12年2月15日農林水産省第215号号外、平成12年6月7日農林水産省告示第790号、平成13年8月23日農林水産省告示第1111号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 284号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年4月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示(国有林及び重要流域(平成12年2月24日農林水産省告示第283号)に係るものに限る。)で定めるところによる。

昭和46年10月20日農林省告示第1771号、昭和47年7月25日農林省告示第1299号、昭和60年2月2日農林水産省告示第146号、昭和61年1月21日農林水産省告示第121号、昭和62年9月25日農林水産省告示第1284号、昭和63年8月29日農林水産省告示第1297号、平成元年8月10日農林水産省告示第1037号、平成2年6月13日農林水産省告示第772号、平成8年3月19日農林水産省告示第367号、平成8年5月7日農林水産省告示第654号、平成8年5月8日農林水産省告示第665号、平成8年5月8日農林水産省告示第669号、平成8年6月11日農林水産省告示第900号、平成8年6月26日農林水産省告示第1000号、平成8年6月26日農林水産省告示第998号、平成8年6月26日農林水産省告示第999号、平成8年11月6日農林水産省告示第1740号、平成8年11月7日農林水産省告示第1747号、平成9年7月17日農林水産省告示第1180号、平成10年5月19日農林水産省告示第808号、平成10年10月23日農林水産省告示第1656号、平成12年2月8日農林水産省告示第143号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西諸県農林振興局並びに小林市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第285号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年4月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示(重要流域(平成12年2月24日農林水産省告示第283号)に係るものに限る。)で定めるところによる。

昭和40年10月25日農林省告示第1293号、昭和58年8月12日農林水産省告示第1423号、平成2年4月11日農林水産省告示第548号、平成8年11月6日農林水産省告示第1743号、平成8年11月6日農林水産省告示第1744号、平成8年11月7日農林水産省告示第1746号、平成9年5月2日農林水産省告示第711号、平成9年5月7日農林水産省告示第743号、平成10年4月21日農林水産省告示第623号、平成10年7月31日農林水産省告示第1123号、平成11年12月6日農林水産省告示第1563号、平成12年1月12日農林水産省告示第30号、平成13年8月23日農林水産省告示第1109号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第286号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道

路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成24年4月5日から平成24年4月19日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年4月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	国道	国道221号	都城市太郎坊町2037番13地先から同市同町1903番1地先まで	旧	10.4~11.6	163.0
				新	16.4~24.3	163.0

宮崎県告示第287号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成24年4月5日から平成24年4月19日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年4月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	国道	国道222号	都城市安久町4285番131地先から同市同町4285番98地先まで	旧	12.6~18.8	40.0
				新	12.6~77.0	40.0

宮崎県告示第288号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成24年4月5日から平成24年4月19日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年4月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	国道	国道269号	宮崎市田野町字馬渡甲6004番地先から同市同町同字甲6004番地先まで	旧	12.3~12.8	3.0
				新	15.7~15.7	3.0

宮崎県告示第 289号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成24年 4 月 5 日から平成24年 4 月19日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年 4 月 5 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
212	県道	浦城東 海線	延岡市浦城 町1150番 7 地先から同 市同町1150 番 7 地先ま で	旧	3.8～ 4.7	84.9
				新	3.8 ～ 10.3	84.9

宮崎県告示第 290号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成24年 4 月 5 日から平成24年 4 月19日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年 4 月 5 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
414	県道	有水高 原線	西諸県郡高 原町大字後 川内字東ノ 原4799番29 地先から同 郡同町同大 字同字4815 番 8 地先ま で	旧	6.8 ～ 20.3	587.0
				新	12.7～ 30.4	575.0

宮崎県告示第 291号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成24年 4 月 5 日から平成24年 4 月19日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年 4 月 5 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 21号	都城市太郎 坊町2037番 13地先から 同市同町19 03番 1 地先 まで	平成24年 4 月 5 日

宮崎県告示第 292号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成24年 4 月 5 日から平成24年 4 月19日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年 4 月 5 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 22号	都城市安久 町4285番 1 31地先から 同市同町42 85番98地先 まで	平成24年 4 月 5 日

宮崎県告示第 293号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成24年 4 月 5 日から平成24年 4 月19日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年 4 月 5 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 69号	宮崎市田野 町字馬渡甲 6004番地先 から同市同 町同字甲60 04番地先ま で	平成24年 4 月 5 日

宮崎県告示第 294号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成24年4月5日から平成24年4月19日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年4月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
212	県道	浦城東海線	延岡市浦城町1150番7地先から同市同町1150番7地先まで	平成24年4月5日

宮崎県告示第295号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成24年4月5日から平成24年4月19日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年4月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
414	県道	有水高原線	西諸県郡高原町大字後川内字東ノ原4799番29地先から同郡同町同大字同字4815番8地先まで	平成24年4月5日

宮崎県告示第296号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の徴収の事務を次のとおり委託した。

平成24年4月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

委託した徴収事務	委託先	委託期間
宮崎港マリナー施設に係る使用料（浮桟橋及びボートヤードを専用使用する場合の使用料を除く。）及びサンビーチーツ葉使用料	一般財団法人みやざき公園協会	平成24年4月1日から平成29年3月31日まで

宮崎県告示第297号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定により、指定構造計算適合性判定機関を次のとおり指定する。

平成24年4月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 指定番号
第6号
- 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所
ビューローベリタスジャパン株式会社
神奈川県横浜市中区山下町1番地
- 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の名称及び所在地
東京御茶ノ水事務所
東京都千代田区神田駿河台2丁目8番 瀬川ビル7階
- 構造計算適合性判定業務の開始の日
平成24年4月1日

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、都城市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成24年4月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイレックス早水店
都城市早水町5-1
- 意見の概要
意見を有しない
- 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
(2) 期間
平成24年4月5日から平成24年5月7日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、小林市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成24年4月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンタートライアル小林店
小林市堤西ノ原2906-1 外13筆
- 意見の概要
(1) C商圏からの進入（点滅信号から市道西ノ原帯刀川原線を通る）について、道路幅員が狭く離合が難しいので、店舗への案内表示は国道のみが望ましい。
駐車場②への入庫について、国道221号A商圏から道路幅員の狭い西ノ原4号線への進入がないよう案内表示をすることが望ましい。
(2) 住宅との敷地境で遮音壁や緑地帯を設けるなどして景観や住

環境に配慮が必要と思われる。

3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間
平成24年4月5日から平成24年5月7日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、都城市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成24年4月5日
宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
100満ボルト都城店
都城市吉尾町6099 外
- 2 意見の概要
意見を有しない
- 3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
 - (2) 期間
平成24年4月5日から平成24年5月7日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、都城市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成24年4月5日
宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ都北店
都城市都北町5980番地 外9筆
- 2 意見の概要

意見を有しない

3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間
平成24年4月5日から平成24年5月7日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、綾町から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成24年4月5日
宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ綾店
東諸県郡綾町大字南俣字郷鳴 180
- 2 意見の概要
意見を有しない
- 3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
 - (2) 期間
平成24年4月5日から平成24年5月7日まで

土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により、畝倉土地改良区（えびの市）の設立を認可した。

平成24年4月5日
宮崎県知事 河野俊嗣

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

平成24年4月5日
宮崎県知事 河野俊嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となつた事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(特-23)第4850号	(株)田代組	田代 耕平	宮崎県都城市下川東1-3-4	特定	左官工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、熱絶縁工事業、建具工事業	平成24年2月16日付けで廃業した旨の届	平成24年2月16日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-23)第7616号	築建設(株)	築 純洋	宮崎県えびの市大字原田1401-1	一般	建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業	平成24年2月6日 "	平成24年2月6日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(特-21)第11988号	(株)矢野興業	矢野 富士子	宮崎県宮崎市橋通西5-1-23	特定	造園工事業	平成24年2月10日 "	平成24年2月10日 (一部廃業)
宮崎県知事許可	ワイズ・ファ	山谷 善喜	宮崎県宮崎	一般	建築工事業、左官工事	平成24年2月	平成24年2月27日

(般-21)第12631号	クトリー(株)		市佐土原町下那珂1406-5		業、とび・土工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業	27日 "	(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-19)第1375号	大起建設(株)	佐藤 良一	宮崎県えびの市大字原田2223	一般	建築工事業、管工事業	平成24年2月8日 "	平成24年2月8日(全廃業)
宮崎県知事許可(特-19)第1375号	大起建設(株)	佐藤 良一	宮崎県えびの市大字原田2223	特定	土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業、水道施設工事業	平成24年2月8日 "	平成24年2月8日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-23)第1972号	(有)添田工務店	添田 宣次	宮崎県日南市吾田東3-1-49	一般	土木工事業、管工事業、水道施設工事業	平成24年2月21日 "	平成24年2月21日(全廃業)
宮崎県知事許可(特-21)第2006号	大瀬建設産業(株)	吉岡 宜彦	宮崎県延岡市出口町10-5	特定	土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業	平成24年2月13日 "	平成24年2月13日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-20)第2451号	(有)福井水道工業	福井 和幸	宮崎県西都市大字三宅204-3	一般	土木工事業、建築工事業、管工事業、水道施設工事業	平成24年2月17日 "	平成24年2月17日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-19)第4400号	(有)鈴木工務店	鈴木 重春	宮崎県宮崎市清武町今泉丙2655-3	一般	建築工事業、大工工事業	平成24年2月3日 "	平成24年2月3日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-22)第6816号	村橋工務店	村橋 親支	宮崎県小林市野尻町東麓3830	一般	土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	平成24年2月22日 "	平成24年2月22日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-22)第12133号	豊栄工業	金子 恭市	宮崎県延岡市方財町1-13	一般	土木工事業、とび・土工工事業	平成24年2月24日 "	平成24年2月24日(全廃業)

河川法(昭和39年法律第167号)第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、協議が次のとおり成立した。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県日向土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年4月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 河川の名称

二級河川鳴子川水系中山川

2 河川管理施設の名称又は種類

左岸堤防

3 河川管理施設の位置

門川町栄ヶ丘1丁目4番地先

4 管理を行う者の氏名及び住所

名称 道路管理者門川町

住所 門川町本町1丁目1番地

代表者の氏名 門川町長 安田 修

5 管理の内容

(1) 道路専用施設(路面(路盤の部分を含む。)、路肩、道路の

附属物その他の専ら道路の管理に必要な施設又は工作物をいう。)の新設(道路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕

(2) 路肩に接する法面の維持

(3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

6 管理の期間

平成24年4月5日から道路の存続する日まで

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成24年4月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 都市計画を定める者の名称

宮崎市

2 都市計画の種類及び名称

宮崎広域都市計画下水道

宮崎公共下水道 佐土原処理区の排水区域追加

3 縦覧場所

宮崎県県土整備部都市計画課

宮崎県宮崎土木事務所

宮崎市都市整備部都市計画課

監査委員告示

宮崎県監査事務局職員倫理規程の一部を改正する告示をここに公表する。

平成24年4月5日

宮崎県監査委員

宮崎県監査委員告示第1号

宮崎県監査事務局職員倫理規程の一部を改正する告示

宮崎県監査事務局職員倫理規程（平成19年宮崎県監査委員告示第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
宮崎県監査事務局職員倫理規程については、宮崎県職員倫理規程（平成19年訓令甲第20号）の規定の例による。	宮崎県監査事務局職員倫理規程については、宮崎県職員倫理規程（平成19年訓令第20号）の規定の例による。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

監査委員公告

平成24年1月12日付けで提出した監査の結果に対して、宮崎県知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成24年4月5日

宮崎県監査委員 宮 本 尊
 宮崎県監査委員 山 口 博
 宮崎県監査委員 外 山 衛
 宮崎県監査委員 宮 原 義 久

1 財政援助団体等を対象とした監査

(1) 学校法人日南学園（補助団体）

【監査の結果】

私立高等学校授業料減免補助金について、授業料減免手続を誤り補助金申請を行っているものがあった。留意を要する。（注意事項）

【講じた措置】

指摘を受け、学校法人日南学園を指導した。

その結果、平成23年度分の授業料減免補助金については、就学支援金の支給額と突合を行った上で、申請を行っていることを確認した。

また、平成24年1月20日（金）に開催した私立高等学校等の事務長及び事務担当者を対象とした会議においても、就学支援金及び授業料減免補助金事務の留意事項として、指導を行った。

(2) 社会福祉法人宮崎県社会福祉事業団（補助団体）

【監査の結果】

① ひかり学園一般居住棟改修工事について、変更契約を締結しないまま工期延長を行っていた。留意を要する。（指摘事項）

② グループホーム・ケアホーム整備推進事業補助金について、補助対象経費である敷金の趣旨や算定根拠を十分確認

することなく、一般住宅の賃貸借契約を締結していた。留意を要する。（注意事項）

③ 青島学園厨房改修工事及びみやざき荘トイレ改修工事について、工事請負契約約款に定められた一部下請通知書が提出されていなかった。留意を要する。（注意事項）

【講じた措置】

① 宮崎県社会福祉事業団に対して、適正な工事契約を行うよう是正指導を行った。

② グループホーム・ケアホーム用に住居を借り上げる際は、敷金及び礼金の趣旨や算定根拠を十分確認の上、賃貸借契約を締結するよう指導した。

③ 宮崎県社会福祉事業団に対し、工事請負契約約款どおりに、適正に事務手続を行うようは是正指導を行った。

今後は、コンプライアンスを徹底するように指導を行った。

(3) 宮崎県木材協同組合連合会（補助団体）

【監査の結果】

運輸事業振興助成補助金について、補助対象職員に係る給与規程の改定が行われていなかった。善処を要する。（指摘事項）

【講じた措置】

当該給与規程を早急に改定、整備するとともに、理事会にも報告の上、今後は遺漏を生じさせないため、事務手続の厳正化を図るよう指導を行った。

(4) 社団法人宮崎県トラック協会（補助団体）

【監査の結果】

乾燥材供給システム整備総合対策事業補助金（人工乾燥施設リース促進事業）について、リース料の支払が遅れていた。留意を要する。（注意事項）

【講じた措置】

宮崎県木材協同組合連合会に対し、支払事務に遅れが生じな

いよう、チェック体制を強化するとともに、補助金交付要綱・実施要領や事務取扱要領に基づいた適正な事務処理に努めるよう指導した。

(5) 社団法人宮崎県畜産協会(補助団体)

【監査の結果】

- ① 肉用牛口蹄疫影響緩和緊急支援事業補助金等について、実績報告額を誤っていた。善処を要する。(指摘事項)
- ② 高病原性鳥インフルエンザ緊急防疫事業補助金について、平成22年度財務諸表及び平成23年度収支予算書へ計上されておらず、管理が不適切であった。善処を要する。(指摘事項)

【講じた措置】

- ① 実績報告の一部に重複した交付対象があり、補助金の過払が判明したことから、過払となった補助金については、速やかに戻入するよう指導した。
今後、同様の事案の発生防止のために、電算システムの重複チェック機能の強化と人的チェックなどの徹底を図り、適正な執行に努めるよう指導した。
- ② 当該事業については、2月議会で予算措置と同時に繰越手続も行っていましたが、事務処理の窓口となった畜産協会において、未収計上等の処理がなされていなかった。
今般の指摘を踏まえ、平成23年度財務諸表及び収支決算書に計上するよう指示を行うとともに、今後、今回のような緊急的な対応が発生した場合には、適切な事務処理に努めるよう指導した。

(6) 財団法人宮崎県奨学会(補助団体)

【監査の結果】

財団法人宮崎県奨学会補助金について、補助対象経費の支出手続に必要な経理規程が定められていない。善処を要する。(指摘事項)

【講じた措置】

財団法人宮崎県奨学会補助金は、当該団体が運営している県立学校地区生徒寮の人件費、運営費等に要する経費であるが、本件は、支出の根拠となる会計処理要領や帳票様式等の経理規程が定められていなかったものである。
今後は、当該団体と協議を行いながら経理規程を定め、予算の適正な執行に努めていく。

(7) 財団法人宮崎県体育協会(補助団体)

【監査の結果】

- ① 宮崎県体育振興費補助金について、臨時職員の通勤手当が過払となっているものが見受けられた。善処を要する。(注意事項)
- ② 宮崎県体育振興費補助金(選手強化事業)について、交付額の確定前に補助金の返納を行わせるなど補助金の交付事務が適当でなかった。留意を要する。(注意事項)
- ③ ジュニアアスリート育成事業補助金について、間接補助

事業者への交付事務に適切でないものが見受けられた。留意を要する。(注意事項)

【講じた措置】

- ① 本件は、臨時職員が年休を取得した場合、支給対象とならない通勤手当について、誤って支給したものである。
指摘後、速やかに戻入の手続を行うよう指導するとともに、今後は、支給の際に出勤簿と休暇処理簿の照合を行うなど、事務局内で確実に点検を行い、適正な処理を行うよう指導した。
- ② 本件は、当該事業の補助金交付の内示の際に、九州ブロック大会で敗退した場合の返金額を提示し、敗退が決定したら速やかにその金額を返納するよう指導していたため、後日、県体育協会から競技団体へ返納の通知を行う前に、競技団体が返納額を県体育協会へ返納したものである。
今後は、補助金額の変更があった場合には、速やかに返納通知を行うなど適正な事務を行うよう指導した。
- ③ 本件は、県体育協会の実施要領で定めた方法より低廉であるという理由で、実施要領に定めのない旅費の支給を行っていたものである。
また、競技団体から事業中止の連絡を受けていたにもかかわらず、変更の手続を行わなかったものである。
今後は、実施要領の内容や様式を見直すとともに、その改正について、事業を行う全競技団体に周知し、また、事業計画が変更された場合には、速やかに変更手続をするなど、適切な交付事務を行うよう指導した。

(8) 社団法人宮崎県林業公社(出資団体)

【監査の結果】

複写機の賃貸借契約について、契約締結の決裁同に記載した者と契約書の相手が異なるなど、契約事務が適正に行われていなかった。留意を要する。(注意事項)

【講じた措置】

契約締結の決裁同並びに契約書の内容等をチェックするとともに、現在の契約状況等の確認を行った。
また、林業公社に対して、内部のチェック体制を徹底するとともに、再発防止に努めるよう指導を行った。

(9) 社団法人宮崎県農業振興公社(出資団体)

【監査の結果】

- ① 優良農地創出事業に係る作業委託について、委託費の支払が遅れているものがあった。留意を要する。(注意事項)
- ② 畜産担い手育成総合整備事業建築(繁殖牛舎等)工事について、監督員による変更の指示が書面で行われていないものが見受けられた。留意を要する。(注意事項)
- ③ 畜産担い手育成総合整備事業建築(乳牛舎等)工事について、工事請負契約約款に定められた一部下請通知書が提出されていないものがあった。留意を要する。(注意事項)
- ④ 通勤手当について、認定誤りにより過払となっているも

<p>のがあった。善処を要する。(注意事項)</p> <p>【講じた措置】</p> <p>① 監査の結果を受け、契約内容に則した適切な事務の執行が図られるよう、複数担当者による定期的な事業内容の確認を行う等、公社内部のチェック体制を強化するよう指導を行った。</p> <p>② 契約変更に先立ち監督員指示書を作成の上、請負者に変更内容を指示するよう指導するとともに、チェック体制についても強化を図るよう指導を行った。</p> <p>③ 事務手続が適正に行われるようにチェックリスト等の作成やチェック体制の強化を図るよう指導した。</p> <p>④ 通勤手当の過払分については、自主返納を命じるとともに、今後は、社団法人宮崎県農業振興公社旅費規程等に基づき、適正な事務の執行が図られるよう指導を行った。</p>	<p>指摘を受け、当該財団では、次のとおり対応を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算執行伺決裁欄に理事長の押印欄が存在しなかったため、理事長が押印できるように様式を改めた。 ・予算執行伺及び契約締結時の決裁伺起案時に、出納員（総務課長）及び会計担当職員がそれぞれ決裁区分の確認を行うこととした。 ・適切な事務処理が行われるよう、財団職員に改めて周知を行った。 <p>また、県では上記対応を確認した。</p>
<p>(10) 宮崎県道路公社 (出資団体)</p> <p>【監査の結果】</p> <p>① 道路パトロール及び応急維持業務等の委託について、執行予定額の算定が適切でないものが見受けられた。留意を要する。(注意事項)</p> <p>② 一ツ葉道路北線交通安全施設工事について、工期変更に伴う契約保証の変更手続が行われていなかった。留意を要する。(注意事項)</p> <p>【講じた措置】</p> <p>① 道路パトロール及び応急維持業務等の委託に当たって、業務1回当たりの単価を予算執行予定額としていたため、今後は、「業務1回当たりの予定単価×予定数量」により年間の執行見込総額を予算執行予定額とするよう指導した。</p> <p>② 工期延長に伴う契約保証金の保証期間の変更手続が漏れていたもので、工期を延長した際は、工期に合わせた履行保証書等を確実に徴するよう指導した。</p>	<p>(13) 財団法人宮崎県私学振興会 (出資団体)</p> <p>【監査の結果】</p> <p>① 決算財務諸表について、会計区分間の内部取引が相殺消去されていなかった。留意を要する。(注意事項)</p> <p>② 什器備品の取得額及び償却額について、決算書と固定資産台帳が一致していなかった。善処を要する。(注意事項)</p> <p>【講じた措置】</p> <p>① 指摘を受け、宮崎県私学振興会を指導した。</p> <p>その結果、決算財務諸表について、会計区分間の内部取引を相殺消去していなかった点については、平成23年度決算から会計区分間の内部取引について相殺処理するとの報告があった。</p> <p>このことを受けて、県では平成23年度決算の際に、改善状況の確認を行う予定としている。</p> <p>② 指摘を受け、宮崎県私学振興会を指導した。</p> <p>その結果、什器備品の取得額及び償却額に差異が生じた原因は、平成15年度の会計ソフト導入に関して、取得時の金額を決算書に計上すべきところ、未償却額を計上していたためとのことであり、平成23年度決算から、取得時の金額を計上して処理するとの報告があった。</p> <p>このことを受けて、県では平成23年度決算の際に、改善状況の確認を行う予定としている。</p>
<p>(11) 宮崎県住宅供給公社 (出資団体)</p> <p>【監査の結果】</p> <p>請負金額が100万円未満の工事の検査について、検査員の命がないものや、請求書に検査済の表示及び検査員の記名押印がないものが見受けられた。留意を要する。(注意事項)</p> <p>【講じた措置】</p> <p>今後は、宮崎県住宅供給公社工事検査取扱要領等に基づき、適正な事務処理を徹底するよう指導した。</p>	<p>(14) 社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会 (出資団体)</p> <p>【監査の結果】</p> <p>福祉施設経営指導事業費補助金等について、郵便切手等の管理が適当でなかった。留意を要する。(注意事項)</p> <p>【講じた措置】</p> <p>宮崎県社会福祉協議会に対して、郵便切手等の購入の際は、必要な時に適量を購入する等、管理方法については是正指導を行った。</p>
<p>(12) 財団法人宮崎県立芸術劇場 (出資団体)</p> <p>【監査の結果】</p> <p>委託契約締結について、決裁規程に基づく事務を行っていないものがあった。留意を要する。(注意事項)</p> <p>【講じた措置】</p>	<p>(15) 財団法人宮崎県腎臓バンク (出資団体)</p> <p>【監査の結果】</p> <p>決算財務諸表及び収支計算書について、公益法人会計基準等に基づいていなかった。</p> <p>また、固定資産の減価償却方法が会計処理規程に定められていなかった。留意を要する。(注意事項)</p>

<p>【講じた措置】</p> <p>宮崎県腎臓バンクでは、公益法人会計基準等に則り、適正に処理されるよう、所要の改善を行うこととしており、その改善状況を確認するとともに、指導を徹底することとしている。</p>	<p>事務が適正に行われていないものが見受けられた。留意を要する。(指摘事項)</p>
<p>16) 財団法人宮崎県環境整備公社 (出資団体)</p>	<p>【講じた措置】</p> <p>財務規程において、契約に関する事項を明確にし、確実に作成するとともに、今後は、適正な契約事務を徹底するよう指導を行った。</p>
<p>【監査の結果】</p> <p>① 決算財務諸表について、退職給付引当金の計上を誤るなど適切でない点が見受けられた。留意を要する。(注意事項)</p> <p>② エコクリーンプラザみやざきごみ処理システム再構築等調査検討業務委託について、前払金の支払が遅れていた。留意を要する。(注意事項)</p> <p>③ 温浴施設及び芝生広場等管理運営業務委託について、実績報告書を求めているなど委託業務の管理が適切に行われていなかった。</p> <p>また、所定の手続をせずに再委託が行われていた。留意を要する。(注意事項)</p>	<p>19) 財団法人みやざき観光コンベンション協会 (出資団体)</p>
<p>【講じた措置】</p> <p>① 平成23年度決算では、職員退職手当規程により算出した必要な額を計上し、適正な会計処理に努めるよう指導した。</p> <p>② 契約書の内容と請求日を十分に確認し、支払が遅れることのないよう指導した。</p> <p>③ 実績報告書として成果報告書の提出を受けていたが、指摘を受けたとおり報告書の内容が十分ではない部分もあったことから、平成23年度から業務仕様書に沿った内容の報告に改めるよう指導した。</p> <p>平成24年度に向けては、委託契約書及び業務仕様書の必要な見直しをさせるとともに、定期的及び必要に応じて随時提出される報告書の確認を徹底させ、委託業務の管理を適切に行うよう指導した。</p> <p>また、再委託については、平成23年度から所定の手続を行うよう指導した。</p>	<p>【監査の結果】</p> <p>寄附を受けた備品について、貸借対照表上、適正な評価額をもって資産計上していなかった。善処を要する。(注意事項)</p>
<p>17) 宮崎県信用保証協会 (出資団体)</p>	<p>【講じた措置】</p> <p>当該備品について、適正な評価額をもって資産計上するよう改善するとともに、今後は適正な備品管理に遺漏を生じさせないよう指導を行った。</p>
<p>【監査の結果】</p> <p>旅費について、旅費規程に基づいた交通費の支給が行われていないものが散見された。留意を要する。(注意事項)</p> <p>【講じた措置】</p> <p>旅費規程に関する運用を見直すとともに、今後とも旅費の支給手続等について、旅費規程に基づく適切な事務執行が行われるよう指導を行った。</p>	<p>20) 財団法人宮崎県水産振興協会 (出資団体)</p>
<p>18) 財団法人宮崎県機械技術振興協会 (出資団体)</p>	<p>【監査の結果】</p> <p>当期収支差額について、3年連続の赤字となっている。引き続き経営改善に向けた努力が望まれる。(要望事項)</p>
<p>【監査の結果】</p> <p>材料試験機、オートグラフ、マイクロビッカース硬度計の点検整備委託等について、契約書が作成されていないなど、契約</p>	<p>【講じた措置】</p> <p>今年度中に5か年間を計画期間とする中長期経営改善計画を策定し、計画的かつ効果的な経営改善に取り組むよう指導を行った。</p> <p>また、当該法人は平成24年度末を目標として一般財団法人への移行を計画しているため、移行後の法人運営を見据えた改善計画となるよう助言を行っている。</p>
<p>19) 宮崎県信用保証協会 (出資団体)</p>	<p>21) 社団法人宮崎県畜産公社 (出資団体)</p>
<p>20) 財団法人一ツ瀬川県民スポーツセンター (出資団体)</p>	<p>【監査の結果】</p> <p>決算財務諸表について、財産目録が作成されていない。また、定款に財産目録作成の規定がなかった。善処を要する。(指摘事項)</p>
<p>21) 財団法人一ツ瀬川県民スポーツセンター (出資団体)</p>	<p>【講じた措置】</p> <p>財産目録については、速やかに提出され、内容が適切であることを確認した。</p> <p>また、定款に財産目録作成の規定を今年度内に追加するよう指導した。</p> <p>今後、規定に基づく適正な事務処理に努めるよう指導した。</p>
<p>22) 財団法人一ツ瀬川県民スポーツセンター (出資団体)</p>	<p>【監査の結果】</p> <p>① 一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設ゴルフコース業務委託等について、見積書を徴していないなど、契約事務が適正に行われていないものが見受けられた。留意を要する。(指摘事項)</p>

- ② 決算財務諸表について、会計区分間の内部取引が相殺消去されていなかった。留意を要する。(注意事項)
- ③ 一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設ゴルフコース業務委託について、実績報告書の確認が十分でなかったことから、支出額を誤っているものがあつた。善処を要する。(注意事項)
- ④ 「ホームページ」運用支援ならびに「総合管理システム」のソフト保守業務委託について、委託期間終了前に委託料を支払っていた。留意を要する。(注意事項)

【講じた措置】

- ① 財団法人一ツ瀬川県民スポーツセンター会計規程では、「契約は、宮崎県が行う契約の例による。」と規定していることから、財団に対し県の契約手続に準じた適正な事務処理を行うよう指導した。
- ② 財団法人一ツ瀬川県民スポーツセンターに対して、公益法人会計基準に基づき、当財団が有する会計区分間において生じる内部取引高については、決算財務諸表において相殺消去するよう指導した。
- ③ 財団法人一ツ瀬川県民スポーツセンターに対して、実績報告書の確認作業を確実にし、チェック体制を強化するよう指導した。
なお、誤払について、適正に精算処理がなされていることを確認した。
- ④ 財団法人一ツ瀬川県民スポーツセンターに対して、委託契約の内容を十分確認し、委託期間終了後に支払を行うよう指導した。

②3 公益財団法人宮崎県暴力追放センター (出資団体)

【監査の結果】

旅費について、宿泊料を誤り支給不足となっているものがあつた。善処を要する。(注意事項)

【講じた措置】

不足分の旅費を追給し、手続を完了した。
また、センター職員に対する旅費の研修を行い、適正処理に努めるよう指導した。

②4 社団法人宮崎県林業協会〔宮崎県林業技術センター〔森とのふれあい施設〕、宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森及び宮崎県諸県有林共に学ぶ森〕(公の施設の指定管理者〔指定管理施設〕)

【監査の結果】

公の施設の管理運営について、収入、支出及び契約に関する事務手続が適正に行われていないものが散見された。留意を要する。(指摘事項)

【講じた措置】

収入金の領収・整理、見積書や請求書及び契約書に基づく履行確認について、複数の職員で確認を行うなどチェック体制を整備するとともに、適正な会計処理や契約事務が実施されるよう職員研修を行うなど、職員の資質向上に努めるよう指導した。

。

平成23年3月24日付で公表した平成22年度包括外部監査結果報告に対して、宮崎県知事から措置を講じた旨の通知があつたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

平成24年4月5日

宮崎県監査委員 宮 本 尊
宮崎県監査委員 山 口 博
宮崎県監査委員 外 山 衛
宮崎県監査委員 宮 原 義 久

- 1 包括外部監査の特定事件
宮崎県の県立病院事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
- 2 包括外部監査の結果に基づく措置
(1) 指摘事項
ア 納品書(仕切書)と業者別納品明細表の単価相違

【監査の結果】

納品書(仕切書)と業者別納品明細表で、1件単価の相違が見られた。

日南病院の医薬品購入で最も取引の多い業者を選定し、3月分の発注書、納品書(仕切書)、業者別納品明細表を照合したところ、「イメンドカプセルセット」の単価が、仕切書は10,830円、業者別納品明細表は10,922円と相違していた。確認した3月分取引では、5回の発注の合計で9箱870円の過払いであった。

【講じた措置】

差額については、直ちに戻入の手続を行い、返納を受けた。
従来から薬剤部職員と事務局財務担当職員による納品検査を行ってきたが、再発防止のため、全病院に確認の徹底を指導した。

イ 物流システム未登録の診療材料の貯蔵品出納簿等への記帳

【監査の結果】

病院局財務規程により、企業出納員は、貯蔵品を受け入れ又は払い出した場合は、貯蔵品出納簿及び貯蔵品受払簿に登録しなければならないとされているが、物流システムに登録されていない診療材料については、その記帳がなされていなかった。

【講じた措置】

平成23年10月以降、財務規程に沿って、全ての診療材料について、出納簿及び受払簿を作成するよう改めた。

ウ 実地棚卸の結果等の報告

【監査の結果】

病院局財務規程により、企業出納員は、実地棚卸の結果、現品に不足があることを発見した場合は、その原因及び現状を調査し、実地棚卸を行った結果の報告に併せて病院長に報告しなければならないとされているが、医薬品の実地棚卸については

、県立3病院ともに、その場合の調査は薬剤部内部での原因調査にとどまっており、実地棚卸の結果及び不足原因調査の結果が病院長を含む上席者に報告されていない。

【講じた措置】

全病院とも、財務規程に沿って、実地棚卸の結果及び現品に不足があった場合の原因の調査結果について、書面により病院長まで報告するよう改めた。

エ 医薬品以外の貯蔵品の計上

【監査の結果】

貸借対照表上の棚卸資産に、医薬品以外の貯蔵品すなわち診療材料及びその他貯蔵品の計上が一切ない。

病院局財務規程別表第1に貯蔵品の勘定科目として、薬品、診療材料及びその他貯蔵品が示されているとおり、貸借対照表上には、医薬品のほかに診療材料及びその他貯蔵品を計上しなければならないが、医薬品以外の貯蔵品は計上されていない。

【講じた措置】

診療材料については、平成24年度から会計システム改修等の具体的な作業に着手することとしており、平成25年度から貯蔵品に計上することとする。

なお、その他貯蔵品は、現時点で該当はない。

オ 貯蔵品の分類

【監査の結果】

県立3病院における貯蔵品の分類項目が、病院局財務規程による分類項目と一致していない。また、病院局財務規程内でも、別表第1と第4で分類項目が異なっている。

例えば、医薬品では、県立3病院における分類は、(款)流動資産、(項)貯蔵品、(目)薬品、(節)薬品(払出時)又は薬品(購入時)となっており、別表第4と異なっている。なお、(節)で薬品(購入時)と薬品(払出時)に区分して記帳される処理も通常の経理処理と異なっている。

【講じた措置】

会計システムの勘定科目に財務規程の勘定科目を合わせるよう、規程を改正する。

カ 貯蔵品出納簿の棚卸残高

【監査の結果】

薬品の貯蔵品出納簿(物流システム)と総勘定元帳ないし貸借対照表(会計システム)の在庫金額が一致していない。

これは、会計システムでは当年度分(課税)・過年度分(非課税)を区別するのに対し、物流システムでは単価による区分しかできず、同価格の場合に当年度・過年度の区別がつかないためである。なお、物流システムでは、個々の医薬品が薬価改定、価格交渉(年3回)の結果、購入時期の違いで多くの単価を持つため、先入先出の計算が複雑なものとなっているが、今回不具合が見つかり、平成21年度のデータに影響したことから、手作業による修正が行われている。

システムの問題もあるだろうが、出納簿の棚卸残高と貸借対照表残高に相違があるのは異常であるので、早期に解消されたい。

【講じた措置】

現行システムを改修するとともに、決算時に手作業で残高の再チェックを行うこととした。

なお、平成25年度から新システムを導入することとしており、同様の誤りが生じないようにするため、開発業者と入念な打合せを行うこととする。

(2) 監査意見

ア 診療科別損益計算書の作成

【監査の結果】

県立3病院ともに、収入は診療科別に把握しているが、診療科別の損益計算は行っておらず、診療科別の採算性は把握していない。病院局は、中期経営計画を策定しているが、例えば、その計画の中に示されている「収益性を反映した給与等」を取り上げても、診療科別の損益計算や原価計算なしには困難である。

また、診療科別の損益計算や原価計算は経営管理に有用なデータを提供してくれるものであり、このことは予算統制についても同じことが言えるので、診療科別の損益計算書の作成を検討し、経営管理に役立てることが望ましい。

【講じた措置】

診療科別損益計算の重要性は理解しているが、以下の課題について、今後検討していくこととする。

- ① 急性期医療や高度医療では、複数診療科にまたがり医療を提供するケースが多く、事務費や検査費といった共通経費を各診療科にどのように配分するかの整理が困難である。
- ② D P C病院では診療報酬が包括請求となり、医療資源の投入量ごとに収益を区分できないため、それぞれの診療行為に対して収益をどのように配分するかの整理が困難である。

イ 固定資産購入後の収支見積の検証

【監査の結果】

県立3病院ともに、固定資産購入に係る予算要求時に収支見積を経営管理課に提出しているが、購入後その収支見積の検証は行われていない。県立3病院とも購入後の収支見積の検証を是非実施すべきと考える。

【講じた措置】

公立病院の役割として、使用頻度の低い医療器械であっても整備を進める必要があると考えているが、まずは診療報酬点数や使用回数から、医療器械ごとの収入額を捕捉することなど、収入面での検証を進めることとする。

ウ 随意契約による固定資産購入に係る見積依頼手続

【監査の結果】

随意契約による固定資産購入に係る見積依頼手続については、宮崎病院は非常に透明性が高く、また、分かりやすいものとなっている。延岡病院、日南病院もこれに倣って行うべきである。

【講じた措置】

平成23年度から全病院で、宮崎病院の手続に合わせ、購入予定品について取扱いの有無を複数業者に照会した上で、取扱い可能な全ての業者に見積書の提出を依頼し、最低価格を提示した者と契約を行うこととした。

エ 固定資産台帳と決算書（帳簿）計上額の差異

【監査の結果】

延岡病院の器械備品、日南病院の建物・器械備品に固定資産台帳と決算書（帳簿）計上額で差異が生じている。コンピューターシステムに移行した時から繰り越されてきた差異であるが、差異の原因分析がされていない。当面の解決策としては、経営管理課が指導的立場を發揮し、必要とあれば差異の発生していなかった宮崎病院のアドバイスを受けて差異の原因分析を行い、今後このような事実が発生しないよう対策をとるべきと考える。

【講じた措置】

平成24年度に固定資産の現況調査及び台帳との突合を外部委託により実施することとし、委託費を予算計上した。

オ 固定資産の現物照合

【監査の結果】

日南病院においては、現物照合の手続が定型的なものではなく、担当者の判断に任せられ、責任者がその結果を承知していないことになっているので、他の病院に倣って改善することが必要である。

また、延岡病院における現物照合は、毎年行っているとはいえない。毎年、全物件を照合すべきである。

さらに、病院によって照合の方法が異なっており、県立3病院で統一した方が経営管理課による病院の運営指導には効果的と考える。

【講じた措置】

平成24年度に固定資産の現況調査及び台帳との突合を外部委託により実施することとし、委託費を予算計上した。

現物照合については、固定資産管理規程の整備の検討とともに、その方法についても検討を行う。

カ 固定資産の現物照合結果の帳簿への反映

【監査の結果】

県立3病院ともに、結果的に現物照合の結果が十分に帳簿に反映されていないので、経営管理課主導の下に対策をとるべきである。

方法としては、まず、現物調査の記録簿に「顛末」の欄を設

けるか、別に「要処理項目一覧表」を作成して処理の経緯を記入すべきであり、次に、現物の移動に際しては、必ず「病院間移動・貸借伝票」「病棟・診療科間移動・貸借伝票」「所管替え承認伝票」等を起票・添付することとし、原因不明の「現物なし」の発生余地を少なくする方法などが考えられる。

また、固定資産の取得や保全、売却・除却等に関する帳簿管理や現物管理・現物照合の状況から、これらに関するより詳細で標準的な手続を定めた固定資産管理規程が必要であると考えられる。

【講じた措置】

平成24年度に固定資産の現況調査及び台帳との突合を外部委託により実施することとし、委託費を予算計上した。

現物照合については、固定資産管理規程の整備の検討とともに、その方法についても検討を行う。

キ 外部専門家の利用

【監査の結果】

既に行われている日常業務の外部委託だけでなく、固定資産の現物照合などの臨時的業務や診療科別損益計算のように高度の専門的知識を必要とする業務については、外部専門家の利用（外部委託）も検討に値すると考える。

【講じた措置】

平成24年度に固定資産の現況調査及び台帳との突合を外部委託により実施することとしており、今後、定期的にも実施していくこととする。

なお、その他の専門性の高い業務の外部委託についても、実施の方法や費用対効果を十分見極めながら、積極的に検討を行うこととする。

ク 収入計上の締め時間

【監査の結果】

宮崎病院及び延岡病院では、午前0時から24時までの診療が当日の収入となるのに対し、日南病院では、前日17時15分から当日17時15分までの診療及び入金それぞれ当日分の収入及び入金となり、当日17時15分からの診療及び入金はそれぞれ翌日分の収入及び入金となっている。

県立3病院は、業務内容もほぼ同じであるため、収入の計上の締め時間を統一することが必要であると思われる。

【講じた措置】

平成23年3月から、日南病院の締め時間を午前0時に変更し、全病院で統一した。

ケ 患者の一部負担金と入金額との調整

【監査の結果】

毎日の計算上の患者の一部負担金の合計額と実際の現金入金の合計額について、宮崎病院及び延岡病院ではチェックを行っているが、日南病院では内容的には問題なかったものの、そのチェックは行われていなかった。

現実的には、事務手続上のミスがなくても、未収金等により計算上の一部負担金の合計額と実際の現金入金合計額とは一致することはないため、本来は、毎日両者の差額の調整を行い、事務手続上のミスがないかチェックをしなければならない。

【講じた措置】

平成23年5月から、入金及び未収金の合計額と一部負担金算定額が一致するか、集計表を作成してチェックを行うこととした。

コ 保険請求に返戻・査定があった場合の調定

【監査の結果】

病院局財務規程により、収入の原因となるべき事実が発生したときは、その理由、会計年度、収入科目、金額等を記載した収入調定書により調定しなければならないとされており、本来、収入については、診察が行われた月分として調定が行われなければならない。

しかし、保険請求に返戻・査定があった場合、その通知を受け取った時に調定更正（減額）し、通知を受け取った月の収入を減算しており、後日再請求した場合は、その請求した月の前月分の収入として計上されていることから、結果として収入の原因となるべき事実が発生した時すなわち診療が行われた月の収入があるべき姿を表していない形になっている。

事業年度内に返戻・査定があり再請求が翌事業年度になった場合及び2月の請求に係る返戻・査定及び再請求に関しては、3月分としての処理を行い、できるだけ同一の事業年度に計上できるようにした方が地方公営企業法の趣旨に沿う形になると思われる。

【講じた措置】

各県立病院では、返戻・査定があった場合、当該返戻・査定の日をもって地方自治法施行令第10条第1号に規定する「主たる収益を調査決定した日」とし、調定の一部取消しを行っており、現行手続に問題はないと考えている。

サ 不納欠損処理を行うための要件等の記載

【監査の結果】

未収金の不納欠損処理を行う場合の要件について、不納欠損金整理調書においては、生活苦と生活保護は県立病院における不納欠損金の整理基準第2(2)ウに、住所不明は第2(2)アに、本人死亡は第2(2)イに該当するのではないかと思われるが、その他はどの要件に該当するのか明確な記載がないためにはっきりしていない。

不納欠損金整理調書の様式を変更して、どの要件に該当するのか、要件は満たしているのか否かを記載する欄を設けるなどにより、その記載漏れが生じないようにすべきである。

【講じた措置】

県立病院における不納欠損金の整理基準に定める要件が明確となるよう、不納欠損金整理調書の記載方法の見直しを行った。

シ 医薬品の臨時発注と検品処理

【監査の結果】

医薬品を臨時発注する場合、県立3病院で若干取扱に差異がある。人数ないし人員配置等の関係もあるだろうが、不正防止の観点から、発注と検品処理は、少なくとも別の者によって、できれば他の部署の職員によって行われるべきと思われる。

【講じた措置】

発注及び支払に当たっては、各病院の企業出納員が物品購入要求書及び支出伝票により内容を確認しており、検品結果は支出伝票に添付されている。

また、実際の発注及び検品作業は、それぞれ別の部署の職員が対応しており、不正防止のための内部統制は現行において十分機能していると考えている。

ス 高額医薬品の受払簿

【監査の結果】 県立3病院ともに、麻薬、向精神薬、毒薬、血液製剤について、

受払実施者、棚卸担当者の捺印がされた受払簿を作成している。一方、高額医薬品については、「口座薬」として分類し、医師の指示（予約）があるときのみ購入するシステムを作り、管理する等工夫しているが、麻薬等のように取締法に基づく紙での受払簿の指定がなく、かつ、管理に労力を要することが想定されるため、受払簿は作成していない。

事務作業の効率化等の問題もあるが、1箱（取引）当たり数十万円の高額医薬品もあることを考慮すると、不正防止の観点からは、受払実施者等が明確となるような受払簿の作成の検討が必要と思われる。

【講じた措置】

金額の多寡にかかわらず不正防止対策は必要であり、現在、発注・納品・在庫管理・払出の各段階で、複数の職員による数量照合を実施するなど、チェック体制を整えている。

受払簿の作成により牽制効果が高まるとは思われるが、限られた職員数で数多くの業務に対応している状況であり、作業量との兼ね合いを見ながら検討することとする。

セ 棚卸資産の実地棚卸結果の差異原因分析資料の保存

【監査の結果】

県立3病院ともに、実地棚卸の結果の差異について、物流システムの不具合・入力漏れ、入力誤り等を確認することにより、その原因を調査し、また、物流システムの修正等対策も講じているということであるが、当該差異原因分析資料が保存されていないため、保存するべきである。

【講じた措置】

平成23年度に行う棚卸から、関係資料を保存することとした。

ソ 棚卸委員会の設置

<p>【監査の結果】 指摘事項の一つである実地棚卸の結果等が上席者に報告されていないことや上記の棚卸資産の実地棚卸結果の差異原因分析資料が保存されていないことに関する提案として、棚卸委員会を設け（あるいは、既存の薬事委員会等のなかで）、薬剤部に限らず、病院全体で実地棚卸の結果及び差異の原因を共有し、分析、対策を行うことも必要と思われる。</p>	<p>単価</p> <p>【監査の結果】 物流センター運営管理業務委託は、各病院ごとに契約を締結しており、その積算は、県立3病院ともに、主任、副主任及び技術員に分け、人件費を積算し、それに係数を掛け管理費を算出し、加算している。 県立3病院を比較すると、積算内訳の構成や係数も同じであるが、人件費の単価が病院間で異なっている。県立病院全体としてみると県立3病院間での特殊性、規模等の相違により積算結果が異なる分には理解できるが、主任及び副主任の単価が、宮崎病院と日南病院では同じであるが、延岡病院とは異なっており、また、技術員の単価が県立3病院で異なっている。 合理的な理由がない以上同単価を使用すべきである。</p>
<p>【講じた措置】 平成23年度に行う棚卸から、各病院の薬事委員会で原因の分析及び対応策の検討を行うこととした。</p>	<p>【講じた措置】 平成23年10月以降の新たな委託契約から、3病院で積算単価を統一した。</p>
<p>タ 医薬品・診療材料の実地棚卸の立会い</p> <p>【監査の結果】 病院局財務規程により、企業出納員は、実地棚卸を行う場合は、病院長の指定する貯蔵品の受払いに関係のない職員を立ち合わせなければならないとされている。 医薬品については、県立3病院ともに、薬剤部と財務担当で一緒に行っているということであるが、医薬品と直接関係のない管理担当や経営企画担当等職員が薬剤部と一緒に棚卸することも有意義であると思われる。 また、診療材料については、県立3病院ともに、委託先である株式会社日本医療事務センターの職員のみで行っている。所有者である病院側も、何らかのチェックは必要である。コスト的に全件の立会いは困難だとしても、ランダムに抽出して全般的に立会いを行う等工夫すれば可能と思われる。</p>	<p>テ 患者給食業務委託に係る指名競争入札</p> <p>【監査の結果】 平成21年度患者給食業務委託は、県立3病院とも、1回目の入札で平成18年度契約業者以外の業者は全て辞退しており、平成18年度契約業者が平成21年度契約業者となっている。 指名競争入札で入札の辞退が1回目から発生することを避けるため、十分な入札期間を確保する必要があり、また、指名業者を増やすか、一般競争入札（条件付一般競争入札を含む。）も考える必要がある。</p>
<p>【講じた措置】 薬品の棚卸については、管理担当や経営企画担当等職員が院内の各種業務の実態を知る観点からは有意義と思われるが、現状で作業員数は充足しており、業務上の必要性等を勘案しながら対応することとする。 また、診療材料については、指摘事項エで述べたとおり、平成25年度から貯蔵品として計上する予定であり、薬品における棚卸を参考に、作業手順を構築することとしている。</p>	<p>【講じた措置】 平成23年10月以降の新たな委託契約から、全病院で業者選定方法を条件付一般競争入札に移行した。</p>
<p>チ 貯蔵品出納簿の残高の活用</p>	<p>ト 一者随意契約の検証</p>
<p>【監査の結果】 病院局財務規程に基づき、県立3病院の財務担当は、常に貯蔵品出納簿の残高をこれと関係ある他の帳簿と照合し、その正確な額の確認に努めているが、日常的な在庫管理の有効手段として貯蔵品出納簿の残高を活用すべきと思われる。例えば、全くの不動在庫は不動在庫リストにより把握・管理も可能であるが、取引量に対する在庫量の多寡等を把握するためには貯蔵品出納簿は有効である。</p>	<p>【監査の結果】 医療器械のメンテナンス等の排他的特別な業務のように一者随意契約によらざるを得ない業務を厳格に認識し、診察情報業務やカルテ庫業務などの排他的特別な業務と思われる随意契約については、経済性、透明性及び公平性の観点から、より競争性を持たせた指名競争入札、一般競争入札（条件付一般競争入札を含む。）を検討する必要がある。</p>
<p>【講じた措置】 各病院とも、日々の出入庫管理を通じて適正な在庫管理が行われていると考えているが、経営分析の観点から、貯蔵品出納簿の活用についても検討を進めることとする。</p> <p>ツ 物流センター運営管理業務委託の積算根拠における人件費</p>	<p>【講じた措置】 これまで一者随意契約であった医事業務委託については、平成23年3月以降の新たな委託契約から、全病院で業者選定方法をプロポーザル方式に移行した。 一者随意契約となっている他の契約についても、真にやむを得ないものであるか検証を行ったところであり、その時点で競争入札の導入が可能なのはなかったが、今後も同様の検証を続けることとしている。</p> <p>ナ 給与システムのパスワード</p>

【監査の結果】

給与システムのパスワードは経営管理課で設定しているが、パスワードの定期的変更はしていない。権限者以外の者が不正に介入して給与の不正支出を行うリスクを回避するため、内部統制の整備運用としてパスワードの定期的変更を実施すべきである。

【講じた措置】

平成24年4月以降、毎年度当初に給与システムを操作する全職員のパスワードを変更することとする。

ニ カルテの保管状態及び管理状況

【監査の結果】

日南病院はカルテ室以外に地下にカルテ庫があり、開業（平成10年）から平成15年までのカルテが保管してあったが、施錠されていた。個人情報保護の観点から施錠管理を徹底すべきである。

【講じた措置】

直ちに施錠するとともに、平成22年10月から事務部に鍵の使用簿を備え付け、使用状況を管理することとした。

海区漁業調整委員会指示

宮崎海区漁業調整委員会指示第97号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、次のとおり指示する。

平成24年4月5日

宮崎海区漁業調整委員会会長 村田 壽

漬け漁業は、次の操業区域及び操業期間以外営んではならない。操業期間以外にあっては、設置者の責任のもとで漬けを撤去しなければならない。

ただし、宮崎海区漁業調整委員会指示第61号の承認に基づいて営む場合には、この限りでない。

1 操業区域

次のイ、ロ、ハ、ニ及びイを順次に結んだ線に囲まれた海域。

イ イクイ蓉から97度、10,400メートルの点

（世界測地系北緯32度26分31秒、東経131度48分19秒）

ロ 大分県深島南端（灯台）から156度58分、6,744メートルの点

（世界測地系北緯32度39分33秒、東経131度57分16秒）

ハ ロから90度、8,100メートルの点

（世界測地系北緯32度39分33秒、東経132度2分28秒）

ニ イから90度、8,100メートルの点

（世界測地系北緯32度26分31秒、東経131度53分30秒）

2 操業期間

4月1日から11月30日まで

3 指示の有効期間

平成24年4月5日から平成27年3月31日まで

宮崎海区漁業調整委員会指示第98号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、かさご延縄漁業の漁獲量の上限について、次のとおり指示する。

平成24年4月5日

宮崎海区漁業調整委員会会長 村田 壽

1 共同漁業権内でカサゴを主漁獲物とする延縄漁業（以下「かさご延縄漁業」という。）が年間に採捕できるカサゴの漁獲量の上限は、操業区域毎にそれぞれ下表のとおりとする。

操業区域	漁獲量の上限
共同漁業権第1号から第9号内	5.9トン
共同漁業権第9号から第12号内	1.3トン
共同漁業権第13号及び第14号内	2.7トン
共同漁業権第14号から第18号内	2.2トン

2 宮崎海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、1に定めるカサゴの漁獲量の上限の8割に達した場合には、毎日の漁獲実績の報告の提出を命じることができるものとする。

3 かさご延縄漁業の承認を受けた者は、1の漁獲量の上限に達したとして、委員会が通知したときは、当該漁業の操業を停止するものとする。

4 この指示の有効期間は、平成24年4月5日から平成25年3月31日までとする。

内水面漁場管理委員会指示

宮崎県内水面漁場管理委員会指示第125号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、内水面第5種共同漁業権に係る増殖について次のとおり指示する。

平成24年4月5日

宮崎県内水面漁場管理委員会会長 染矢 忠孝

1 増殖義務

別表の漁業権者の欄に掲げる各漁業権者は、平成24年12月31日までの間に、平成23年12月26日付け宮崎県内水面漁場管理委員会指示第124号（以下「当初指示」という。）で指示した増殖に加え、それぞれ別表に定めるところにより増殖を行わなければならない。

ただし、履行が困難な場合にあっては、他の方法に替えることができる。

2 指示の適正な履行

本指示の履行に当たっては、当初指示の2、3及び4に基づき適正に行わなければならない。

3 当初指示内容の一部改正

当初指示において規定している放流用あゆの体重について、「3～7グラム」を「3～10グラム」に改める。

別表

漁業権番号	河川名	漁業権者	魚種及び数量（増殖行為）		
			おいかわ	うぐい	こい
			稚魚	稚魚	稚魚放流
			放流	放流	相当分

			(尾)	(尾)	(尾)
内共第12号	一ツ瀬川	代表 一ツ瀬川漁業協同組合	2,400		13,000
内共第14号	大淀川	代表 宮崎内水面漁業協同組合		21,780	
内共第17号	川内川上流	川内川上流漁業協同組合	1,000		

<放流する魚種の体重>

- 1 おいかわ 体重 1グラム以上
- 2 うぐい 体重 5グラム以上